

岐阜県公報

目次

公益法人制度改革に伴う関係条例の整備等に関する条例	(法務・情報公開課)	二
飛騨・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例	(人づくり文化課)	四
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	五
岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(地域福祉国保課)	五
ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例	(情報産業課)	六
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(特別支援教育課)	七
岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例	(スポーツ健康課)	七
岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例	(警務課)	八

本号で公布された条例のあらまし

- 公益法人制度改革に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第四一号)
- 一 公益法人制度改革に伴い、次の条例について所要の規定の整備等を行うこととした。
 - 1 岐阜県立自然公園条例
 - 2 岐阜県風致地区条例
 - 3 岐阜県流域下水道条例
 - 4 岐阜県手数料徴収条例
 - 5 岐阜県事務処理の特例に関する条例
 - 6 岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例
 - 7 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例
- 二 この条例は、平成二十年二月一日から施行することとした。
 - 飛■ 飛騨・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例(条例第四二号)
 - 飛■ 飛騨・世界生活文化センターの休業日を月曜日から火曜日に変更することとした。(第二三条関係)
- 三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第四三号)
 - 一 営業施設において講じなければならない公衆衛生上必要な措置に関する基準に、消費者から食品等に関する健康被害や違法な食品に関する情報が提供された場合の知事への報告義務を加えることとした。(別表第一関係)
 - 二 この条例は、平成二〇年二月一日から施行することとした。
- 岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

号外(一) 平成二十年十月十五日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

平成二十年十月十五日

一 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正に伴い、県調整交付金の算定に当たり用いる額の変更等を行うこととした。(第一条及び第四条関係)

二 この条例は、公布の日から施行し、平成二〇年度の予算に係る県調整交付金から適用することとした。

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例(条例第四五号)

一 ソフトピアジャパンセンターの技術開発室及びインキュベートルームについて、その使用許可を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条及び第八条並びに別表第一及び別表第二関係)

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

一 岐阜県立飛騨特別支援学校下呂分校を下呂市に設置するため、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例(条例第四七号)

一 岐阜アリーナに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備を行うこととした。(第五条、第五条の二及び第十条並びに別表関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

一 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」の制定に伴い、総務室の所掌事務に同法第三条第一項に規定する給付金に関する事項を加えることとした。(第一条関係)

二 この条例は、平成二〇年二月二十八日から施行することとした。

条 例

公益法人制度改革に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

公益法人制度改革に伴う関係条例の整備等に関する条例

(岐阜県立自然公園条例の一部改正)

第一条 岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(岐阜県風致地区条例の一部改正)

第二条 岐阜県風致地区条例(昭和四十五年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十二号中「社団法人岐阜県森林公社」の下に「(昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(岐阜県流域下水道条例の一部改正)

第三条 岐阜県流域下水道条例(平成二年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「財団法人岐阜県浄水事業公社」の下に「(平成二年九月二十日に財団法人岐阜県浄水事業公社という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(岐阜県手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「社団法人全国保育士養成協議会」の下に「(昭和四十四年八月二十日に社団法人全国保育養成協議会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表二の項中「財団法人保安電子通信技術協会」の下に「(昭和五十七年五月一日に財団法人保安電子通信技術協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表三の項中「財団法人消防試験研究センター」の下に「(昭和五十九年十月一日に財団法人消防試験研究センターという名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表四の項中「社団法人全国火災類保安協会」の下に「(昭和四十七年四月一日に社団法人全

国火災類保安協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表五の項中「財団法人建築技術教育普及センター」の下に「昭和五十七年九月十日に財団法人建築技術教育普及センターという名称で設立された法人をいう。」を加え、同表六の項中「財団法人行政書士試験研究センター」の下に「平成十二年四月十四日に財団法人行政書士試験研究センターという名称で設立された法人をいう。」を加え、同表八の項中「財団法人不動産適正取引推進機構」の下に「昭和五十九年四月十二日に財団法人不動産適正取引推進機構という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

一 削除

別表第二十八の項第十四号中「第五十五条において準用する民法第八十三条」を「第五十四条の三」に改め、同表五十の二の項第十一号中「第三十条において準用する民法第五十六条」を「第十七条の三」に改め、同項第十二号中「第三十条において準用する民法第五十七条」を「第十七条の四後段」に改め、同項第十七号中「第四十条第一項において準用する民法第七十七条第二項」を「第三十一条の八」に改め、同項第十八号中「第四十条第一項において準用する民法第八十三条」を「第三十二条の三」に改め、同表中五十二の二の項を五十二の三の項とし、五十二の項の次に次のように加える。

<p>五十二の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に</p>	<p>1 法第四十六条第二項の規定により特例民法法人(その行う事業が一の市町村の区域内に限られるものに限る。以下この項において同じ。)の解散の登記を囑託すること。 2 法第五十二条の規定によりなお従前の例によることとされる法第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号。以下この項において「旧民法」という。)第五十九条第三号の規定により特例民法法人の監事の報告を受けること。 3 法第六十五条第一項の規定によりなお従前の例</p>	<p>多治見市</p>
--	--	-------------

伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この項において「法」という。)に基づき事務

- 1 によることとされる旧民法第七十二条第二項の規定により特例民法法人の残余財産の処分の許可をすること。
- 2 法第六十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第七十七条第一項の規定により特例民法法人の清算人及び解散の届出を受けること。
- 3 法第六十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第七十七条第二項の規定により特例民法法人の清算人の届出を受けること。
- 4 法第六十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第八十三条の規定により特例民法法人の清算の終了の届出を受けること。
- 5 法第六十七条第二項の規定により特例財団法人(その行う事業が一の市町村の区域内に限られるものに限る。以下この項において同じ。)の吸収合併契約の承認に係る手続を承認すること。
- 6 法第六十九条第一項の規定により特例民法法人の合併の認可の申請書の提出を受けること。
- 7 法第六十九条第二項又は第四項の規定により特例民法法人の合併の認可の申請書の提出を受けること。
- 8 法第六十九条第五項の規定により合併後旧主務官庁に特例民法法人の合併の認可の申請書を送付すること及び合併前旧主務官庁から特例民法法人の合併の認可の申請書の送付を受けること。
- 9 法第七十二条第二項の規定により吸収合併消滅法人の解散の登記及び吸収合併存続法人の変更の登記をした旨の届出を受けること。
- 10 法第八十八条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第三十八条第二項の規定により特例社団法人(その行う事業が一の市町村の区域内に限られるものに限る。)の定款の変更の認可をすること。
- 11 法第九十二条の規定により特例財団法人の最初の評議員の選任に係る認可をすること。
- 12 法第九十四条第六項の規定により特例財団法人の定款の変更の認可をすること。

	<p>15 法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第六十七条第一項の規定により特例民法法人の業務を監督すること。</p> <p>16 法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第六十七条第二項の規定により特例民法法人に対し監督上必要な命令をすること。</p> <p>17 法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第六十七条第三項の規定により特例民法法人の業務及び財産の状況を検査すること。</p> <p>18 法第九十六条第一項の規定により特例民法法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>19 法第九十六条第二項の規定により特例民法法人の解散を命ずること。</p> <p>20 法第九十六条第三項の規定により特例民法法人の解散の命令の要旨を官報に掲載すること。</p> <p>21 法第九十七条の規定により特例民法法人の解散の登記を嘱託すること。</p> <p>22 法第九十四条第二項の規定により意見を述べることを。</p> <p>23 法第九十五条の規定により移行の認定の申請書の提出を受けた旨等の通知を受けること。</p> <p>24 法第九十六条第二項（法第三十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により特例民法法人の解散の登記及び公益法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設立の登記をした旨の届出を受けること。</p> <p>25 法第九十八条第二項の規定により事務の引継ぎをすること。</p> <p>26 法第九十九条第二項（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認定又は認可を取り消した旨の通知を受けること。</p> <p>27 法第九十九条第五項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特例民法法人の解散の登記を嘱託すること。</p> <p>28 法第一百十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特例民法法人の解散の登記を嘱託すること。</p>
--	---

<p>29 法第二百十条第四項の規定により意見を述べること。</p> <p>30 法第二百十条第五項の規定により移行の認可の申請書の提出を受けた旨等の通知を受けること。</p> <p>31 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十七号）第二条第三号の規定により特例民法法人の合併の認可の申請書に添付する書類を定めること。</p>	<p>（岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）</p> <p>第六条 岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。</p> <p>第二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。</p> <p>（岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正）</p> <p>第七条 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成二十年岐阜県条例第十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。</p> <p>飛騨・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十年十月十五日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
--	--

岐阜県条例第四十二号

飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例

飛驒・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ中「月曜日（当該月曜日）」を「火曜日（当該火曜日）」に改め、「休日」の下に「（以下この号において「休日」といふ。）」を、「翌日」の下に「以降の最初の休日でない日」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

十五 表示及び情報の提供

- 1 法第十九条第一項の表示は、消費者にわかりやいものとなるよう努めること。
- 2 弁当の消費期限は、必要に応じて時刻まで記載すること。
- 3 消費者に対し、食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

別表第一中

十五 表示

- 1 法第十九条第一項の表示は、消費者にわかりやいものとなるよう努めること。
- 2 弁当の消費期限は、必要に応じて時刻まで記載すること。

す

十六 情報の提供及び報告

- 1 消費者に対し、食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。
- 2 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該食品等に起因すると診断されたもの又は当該食品等に起因する疑いがあると診断されたものに限る。）及び法に違反する食品等に関する情報について、知事へ速やかに報告すること。

に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年岐阜県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

第四条第二項第一号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金」に、「から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額」を「（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」に改め、同項第二号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。
附則に次の二項を加える。

（退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例）

3 退職被保険者等所属市町村における第四条第二項第一号イ及び同項第二号イの規定

の適用については、同項第一号イ中「被保険者に係る療養」とあるのは、「一般被保険者に係る療養」と、「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額」とあるのは、「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とし、同項第二号イ中「被保険者に係る所得及び被保険者」とあるのは、「一般被保険者に係る所得及び一般被保険者」とする。

(病床転換支援金を納付する市町村の療養給付費等負担金等の特例)

4 平成二十五年三月三十一日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く)における第四条第二項第一号イの規定及び退職被保険者等所属市町村における前項の規定により読み替えられた同号イの規定の適用については、同号イ中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条第二項第一号イ及び同項第二号イ並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十年度分の予算に係る県調整交付金から適用する。

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例

ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「技術開発室及びインキュベートルーム以外の使用に限り」を削る。

第六条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十二条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第十八条第二項を削る。

別表第一一の表中

媒体変換室

一時間につき八三〇

を

媒体変換室	一時間につき八
技術開発室	一平方メートル

三〇

一月につき一、五二〇

に改め、別表第一一の表中

第一小会議室、第二小会議室

議室及び第一

一時間につき三三〇

を

第一小会議室	第二小会議室
三小会議室	技術開発室

小会議室及び第一

一時間につき三三〇

に改め、別表第一三の

一平方メートル一月につき一、五二〇

表中

附属施設設備等

知事が定める額

技術開発室	一平方メートル一月につき一、五二〇
インキュベートルーム	一平方メートル一月につき一、〇五〇
附属施設設備等	知事が定める額

に改め、別表第一備考中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号

を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 利用料金の額を算出する基礎となる面積に二平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を一平方メートルとして計算する。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 技術開発室及びインキュベートルームの使用の許可に係る業務を含むソフトピアジャパンセンターの管理を行う指定管理者(ソフトピアジャパンセンター条例第二条第一項に規定する指定管理者をいう。)に係る同条例第十一条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

岐阜県立郡上特別支援学校	郡上市
--------------	-----

岐阜県立郡上特別支援学校	郡上市
岐阜県立飛騨特別支援学校下呂分校	下呂市

に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例

岐阜アリーナ条例(昭和四十年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。

(利用料金)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第八項の規定により、アリーナの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

(利用料金の納入等)

第五条の二 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

第九条第一項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第十条に次の二項を加える。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(第五条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時にアリーナの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第十六条第二項を削る。

別表区分の項中「使用料」を「利用料金」に改め、同表ホルルの部中「使用する」を「利用する」に、「使用可能」を「利用可能」に改め、同表備考第一号中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考第二号中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第三号中「使用時間」を「利用時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事項

附 則

この条例は、平成二十年十二月十八日から施行する。

平成二十年十月十五日印刷
平成二十年十月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)